平成２２年（フ）第１６４号
新潟県長岡市中島３丁目４番９号
破産者　志賀　貞雄
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
滋賀県愛知郡愛荘町市886―１　ヴィラすみれ105号室、住民票上の住所滋賀県東近江市建部日吉町639番地３
破産者　柴原　英治
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７８６８号
大阪府池田市木部町87番地　メゾン松田２Ｆ、開始決定時の住所大阪市東成区大今里２丁目10番９号
破産者　三幸ゴム工業所こと光山福一こと　盧　在福
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００９６号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番19号
破産者　寺内由起已
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４０号
大阪市浪速区戎本町１丁目７番５号　裕貴マンション405号、住民票上の住所滋賀県守山市守山１丁目２番１―1502号
破産者　嶋　　芳久
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９１号
大阪市東淀川区相川２―23―17―112、住民票上の住所大阪市東淀川区大桐４丁目１番66号
破産者　佐紺　文幸
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３８号
大阪府豊中市箕輪１丁目15番12号
破産者　フードショップマエダこと　津村　重之
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９３号
大阪府豊中市南桜塚３丁目５番24号
破産者　黒木　一夫
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５５９号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番35号　モアライフ706号
破産者　西上　雅偉
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４０号
大阪市住之江区粉浜３丁目７番11―104号
破産者　佐藤　方彦
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２０７号
大阪市北区大淀中２丁目６番４号　ロイヤル山崎401号室
破産者　増田　　稔
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４７号
大阪府交野市星田１丁目34番２―501号、前住所大阪府交野市星田西４丁目１番９―401号
破産者　後藤　政美
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８７３号
堺市中区福田603番地　19―104号
破産者　山根　清二
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９４０号
大阪府東大阪市角田３丁目５番28号　シティハイムローレル２階西
破産者　森﨑　豊被
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９４４号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番３―304号、開始決定時の住所大阪市北区長柄東１丁目４番25―605号
破産者　ナカイ産業こと　島丸梅太郎
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１３号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―305号
破産者　角田　拓眞
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３４号
大阪市生野区小路２丁目25番21号　ハイムタカバヤシ３Ｆ302
破産者　白石　淳子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部